松江市告示 第588号

次に掲げる国民健康保険被保険者証については、紛失したことにより不正に使用されるおそれがあるので無効とし、松江市国民健康保険条例施行規則第13条の規定により告示する。

令和 3 年 12 月 13 日

松江市長 上 定 昭 仁

記

	保険者	被保険者	無効とする	被保険者証の	被保険者証を
	番号	記号・番号	被保険者証	交付年月日	無効とする日
1	320010	01-0223883	枝番が3番のもので、	令和3年8月1日	令和3年12月6日
			再交付の表示のないもの。		
2	320010	01-3718476	枝番が2番のもので、	令和3年8月1日	令和3年12月1日
			再交付の表示のないもの。		
3	320010	01-0201090	枝番が1番のもので、	令和3年8月1日	令和3年11月29日
			再交付の表示のないもの。		
4	320010	01-3710190	枝番が1番のもので、	令和3年8月1日	令和3年12月2日
			再交付の表示のないもの。		
5	320010	01-5022060	枝番が2番のもので、	令和3年8月1日	令和3年11月30日
			再交付の表示のないもの。		